

第5号議案

和解及び損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年1月20日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 令和二年三月の新型コロナウイルス感染症対策のための区立小・中学校における臨時休業に

二 和解の内容 伴い、学校給食用食材の発注を取り消したことにより、相手方に損害を与えたため

三 賠償金額 違約金を文京区が支払う。

四 相手方 金百五十九万六千百三十五円

東京都江東区塩浜二丁目十一番二十八号

有限会社丸幸水産

右記代表者 代表取締役 小堺洋市